



行政プロセスとしてのヘリテージ：古墳はいかにして「文化遺産」となるのか？（特集1 時間・空間をめぐる文化的想像力と生活空間）

木村，至聖

(Citation)

社会学雑誌, 41:110-127

(Issue Date)

2025-03-31

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100503733>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100503733>



特集1 時間・空間をめぐる文化的想像力と生活空間

行政プロセスとしてのヘリテージ

——古墳はいかにして「文化遺産」となるのか?——

木村 至聖

明治大学商学部准教授

はじめに

二〇一九年七月「百舌鳥・古市古墳群——古代日本の墳墓群」(以下「古墳群」)が「傑出した古墳時代の埋葬の伝統と社会政治的構造を証明」(UNESCO World Heritage Centre 2019)しているとして、ユネスコの世界遺産に登録された。この世界遺産は、大阪府堺市、羽曳野市、藤井寺市の四十五件四十九基の古墳群から構成されており、堺市博物館の来館者数は前年同月比で三倍以上、前年度比で十万人以上増となったという(朝日新聞2020.7.5.朝刊)。世界遺産はいまや権威あるグローバルな「ブランド」であり、国内外のツーリストにとって魅力的な観光資源となりうるだけでなく、それが国際的に国家あるいは地域の威信を示すものとみなされている。国家にとっては、いわゆる

「ソフト・パワー」(Nye 2005)の一つの重要な源となっているのである。そのような意味では、「古墳群」の世界遺産登録は、日本の考古学学術研究の輝かしい成果であり、それが国際的な評価につながったものとみえることもできるだろう。

その一方で、今回登録された古墳群のなかには、まだ調査が十分に行なわれておらず、被葬者が誰なのか明らかでないものが含まれていることはよく知られている。これは、宮内庁が国有財産法に基づき皇室関係者の墓として治定・管理している「陵墓」や「陵墓参考地」について、静穏と尊厳を保つという理由で通常は学術的調査が認められていないためである(それゆえに、文化財指定されていない場合がほとんどである)。現在の考古学会では、宮内庁による古墳の被葬者の治定には真偽が疑わしいものがある

という考えが主流であり、学術的調査の要望が四十年以上にわたって続けられている。

だが興味深いのは、こうした公開、調査を要求してきた考古学者・歴史学者の間でも、必ずしも世界遺産登録に反対の声ばかりではなかったことである。一九九八年の陵墓限定公開二十回記念シンポジウムでの考古学者の発言をみてみよう。

「世界遺産という理念も、先進国の文化戦略がありながらも、やはり世界の民主主義の理念だと思わなければならない、その理念のなかでは、戦前の神権的な天皇制を引きずっている皇室用財産では相手にされないのです。／だからこそ、……公開の手段として、世界文化遺産への登録を求めなければならないでしょう。」(高木 2000: 131)

このように、世界遺産にするなら(公開)調査は必須のはずだという認識をおそらく前提として、世界遺産登録もありうるのではないかという声が学界からもあがっていたのである。しかしながら、結果としては公開調査を待たず、一部の主要な陵墓や陵墓参考地は文化財指定されることなく、世界遺産登録は実現された。ここには明らかに、学界以外の力学が働いているといえよう。それでは、一体何

がどのように「古墳群」を世界遺産にしたのだろうか。本稿では、現代社会において従来の「文化財」とは異なるかたちで生じつつある、ヘリテージという新しい意味の場が、政治・経済・社会を巻き込みながらいかに編成されつつあるのか、そのプロセスを背後にある条件とともに明らかにしていきたい。

二 先行研究

二・一 古墳が持つ多様な意味

古墳は、そもそも「文化財」である以前から、様々な意味を持つて人々の間に存在していた。歴史学や民俗学の研究をみても、たとえ陵墓でも築造時からずっと祭祀が行われ続けてきたわけではなく(北 2010: 64)、古墳が古墳であることさえ忘れられていた時期もあったようである(桜井 2011: 82)。十世紀初頭に神武以降の陵墓が順次登録され、これが近代における陵墓の特定の根拠とされたが(外池 2016)、中世においては古墳の被葬者の記憶は薄れ、その地形を利用して村や城が築かれたり、濠の水を農業用水にしたりといった事例が数多く報告されている(柳田 [1918] 1969)。こうした状態は数百年続くが、幕末には尊皇攘夷の高まりとともに、文久の修陵という大規模な陵墓修復事業が幕府により実施される。そして明治初頭に

は、欧米列強に対し日本の天皇家の正統性や歴史性を示すために、「見える皇統譜」としてすべての天皇陵の治定と整備が国家事業として進められたのである（高木 2010: 186）。

第二次大戦後、「陵墓」は国有財産法によって「皇室用財産」とされたが、その一方で、陵墓以外の古墳は開発の波にさらされ、市民による保護運動も起こった。たとえば「古墳群」の構成資産の一つである「いたすけ古墳」は、世界遺産の構成資産の一つだが、こうした市民運動によって「史跡」に指定され、保護された例である。このとき重機搬入のために一時築かれた橋の残骸は、あたかも開発主義に対する市民運動の勝利のシンボルのように、今もそのまま残されている。そして一九七〇年代には考古学ブームも追い風となって、日本考古学協会、文化財保存全国協議会（文全協）、考古学研究会を中心とする陵墓古墳の公開運動が高まりをみせ、徐々にではあるが研究目的での陵墓古墳の限定公開が実施されるようになっていった。この時期、古墳は陵墓でもあり、学術の対象でもあり、また地域社会や市民運動のシンボルでもありえたのである。

こうした状況に大きな変化をもたらしたのが、ユネスコの世界遺産登録をめぐる議論だった。ユネスコのいう「文化遺産 cultural heritage」は、日本の文化財保護体系における「文化財」とは似て非なるものであり、その登録につい

ては新たに検討を要するものと各界で認識されていたようだが、その意味合いはそれぞれに異なっていた。たとえば、陵墓を皇室用財産として管理している宮内庁からは、次のような認識が表明されている。

「陵墓は皇室の祖先のお墓です。今も祭祀（さいし）が執り行われています。静安と尊厳を保つのが本義です。文化財としての側面もあり、研究者には学術的な目的による立ち入りや、保全・修理工事に伴う事前調査（発掘）の現場見学を認めています。」（宮内庁・福尾正彦陵墓調査官 日経新聞 2010.11.27）（傍点筆者）

このように、宮内庁は「陵墓」についてはあくまで「祭祀の場」であると強調しており、その上で、世界遺産登録については、「現在の管理体制が維持されるなら反対はしない」という立場をとっていた（同記事による）。

しかしその一方で、冒頭でみた通り、学界の中では、世界遺産にするなら（公開）調査は必須のはずだという前提から、「公開の手段」として、世界遺産に登録することもありうるのではないかという声もあがっていた。結局学界におけるこうした期待は見事に裏切られることになるのだが、にもかかわらず、「古墳群」は世界遺産に登録されたのだろうか。次節では社会学の視点から考えてみたい。

二・二 「文化遺産の社会学」とその位置づけ

文化遺産をめぐる社会学的研究として、国内では『歴史的環境の社会学』（片桐編 2000）と『文化遺産の社会学——ルーヴル美術館から原爆ドームまで』（荻野編 2002）がたびたび参照されてきた（木村・森久編 2020: vii）。前者では文化財や町並を周囲の環境ごと「歴史的環境」ととらえて保存する意義、歴史的環境に暮らす当事者が抱える問題、観光開発の功罪、保存政策に必要な視点とは何かが考察されている。後者はとりわけ冷戦終結を背景としたグローバル化・普遍的な価値の拡がりに注目し、文化遺産の保存が現代社会にとってどのような意義を持つのかという根本的な問いを提起したものである。

その後約二十年が経ち、文化遺産は量的だけでなく質的にも拡大し（たとえば産業遺産などの新しいカテゴリーの出現）、「保存から活用へ」というように社会の側からの要請も変化しつつある。これらを踏まえて、木村至聖と森久聡（2020）は、「遺産 *heritage* とは何か、誰が・何を・なぜ、遺産とするのかという〈遺産化〉のプロセスを通して、社会秩序・社会関係がいかに再編されるのか」（木村・森久編 2020: vii）という問いを文化遺産への社会学のアプローチとして再定位している。

ここでいう〈遺産化〉とは、考古学者のケヴィン・ウォルシュが、アンソニー・ギデンス（Giddens 1990=1993）

の論じるモダニティの議論に結びつけつつ、ある対象や場所が機能的なものから展示・陳列されるものへと変換されるプロセスを「*heritagization*」と呼んだもののことを指している。ここでは、ギデンスが指摘する「再帰性の増大」が〈遺産化〉を加速させる。つまり、伝統が常に問い直されるように、ヘリテージもまた新たに作り出され、更新されていくのである（Walsh 1992）。国内でも、ユネスコ世界遺産条約の成立（一九七二年）によって、日本の文化財保護法の対象（「文化財」）ではない、国外の対象については「文化遺産」と呼ばれ区別されていたが（木村 2020: 4）、一九九二年に日本が世界遺産条約に批准すると、それまでであれば「文化財」とはみなされなかったような「原爆ドーム」や「正倉院」（皇室用財産）などが、世界遺産登録を見据えて文化財に指定されたのである^{3）}。

こうして、ヘリテージという概念が再帰的に問い直される現代においては、何がヘリテージ〈である〉かよりも、いかにヘリテージ〈になる〉か問われるようになっていく（木村・森久 2020）。こうした研究の中に本稿の問いを位置づけ直せば、「古墳群」が「なぜ」世界遺産になったかは、「いかに」そうなったかというプロセスの解明に置き換えて考えることができそうである。

二・三 批判的ヘリテージ研究からの示唆

文化遺産の場合、考古学や歴史学、美術史などの学問分野は、ヘリテージの価値を基礎づけるものでもあるため、どちらかといえば本質主義的なヘリテージ観に立つ傾向があると考えられる。すなわち、ヘリテージとされる対象そのものの中に普遍的な価値の本質があるという考え方である。しかしながら、そうした分野においても一九八〇年代以降になると、批判的なヘリテージ研究があらわれ始めた。エリック・ホブズボウムとテレンス・レンジャーによる『創られた伝統』(Hobsbawm & Ranger 1983)を端緒として、「伝統」やそれを裏づける歴史学・考古学がいかにも国民国家の形成に寄与し／利用されたかについての研究があらわれたが、とくにデイヴィッド・ローウェンタール(1985)らの研究が学際的分野としての今日の批判的ヘリテージ研究の基礎となっている(Harrison 2013)。たとえばローウェンタールは、経済的・社会的・政治的な動機から形づくられる「ヘリテージ」と歴史家によって記述される「歴史」を区別し、ヘリテージとはあくまで「現在の目的に合わせて」作られると論じている(Lowenthal 1998)。

このような構築主義的なヘリテージ観に基づくヘリテージ研究は、とくに二〇〇〇年代以降、ローラジェイン・スミスに代表される「文化的プロセスとしてのヘリテージ」というアイディアに結実していった。スミスは、ミシェル・

フーコーの言説概念に依拠して、ヘリテージもある種の専門家らによる「言説」実践によって成り立っていると考えた。すなわち、ヘリテージについては西洋的な言説が支配的となっており、それが世界遺産条約の普遍性の原則などの基礎にもなっているとして、その言説を「権威づけられたヘリテージ言説」(Authorized Heritage Discourse: AHD)と呼んだのである(Smith 2006)。批判的ヘリテージ研究とはまさにこの専門家による言説実践によって構築されるAHDを批判し、ヘリテージを民主化するプロジェクトに他ならない。

こうしたアプローチは、先に触れた「文化遺産の社会学」とは別に英語圏の考古学や人類学を中心として展開されたものであるが、国内でも徐々に参照されるようになってきている(木村 2015、木村・森久編 2020など)。本稿も基本的にこれらのアプローチにならない、「古墳群」がヘリテージとして構築されるプロセスに注目することにした。

二・四 先行研究が残した課題

しかしながら、本稿が依拠するこれらの先行研究には乗り越えなければならぬ課題も存在する。まず、「誰が、何を・なぜ、遺産とするのかという〈遺産化〉のプロセスを通して、社会秩序・社会関係がいかにも再編されるのか」(木村・森久編 2020: vii)という「文化遺産の社会学」のアプ

ローチは、まさに批判的ヘリテージ研究と同様に、ヘリテージがヘリテージへになるプロセスを明らかにするものである。しかし、それは特定のヘリテージの意味づけ、ひいてはその背後にある社会秩序・社会関係が他でもありうる可能性を強調する一方で、ではBでもCでもあり得たのに、なぜ他でもないAという結果が導かれるのかについて、必ずしも十分な説明を与えてくれないという課題を抱えている。たとえば、木村(2014)では長崎の「元炭鉱の島である『軍艦島』」に対して、多様なアクターが多様な意味を与えていたにもかかわらず、それが「日本の近代化の礎」というナショナルスティックな表象へと切り詰められたことを明らかにしている。しかし、なぜそのような帰結がもたらされたかについては、最終的に「結果」としてのナショナルリズム(木村 2014:231)と示唆するにとどまっている。

こうした特定の表象が導かれることについて、批判的ヘリテージ研究では専門家の言説実践における「権力」が説明に持ち出されるが、ここで第二の課題が浮かび上がる。すなわち、そこで名指される「専門家」とは一体誰なのかということである。たとえば、スミスらによって編まれた炭鉱などの産業遺産を対象とした批判的ヘリテージ研究の論集(Smith et al. eds. 2011)をみてみると、専門家として挙げられるのは、建築家、考古学者、歴史家といった人々である。これらの専門家には、たとえば地元のコミュニティ

や、労働者(階級)の人々が対置され、批判的ヘリテージ研究は、専門家がこうした非専門家を「エンパワー」し、両者が協働することを目指すのである。しかしながら、そもそもそうした批判的視点を持つ「専門家」がヘリテージの構築に常に関与しているとは限らない。様々な「専門家」がいる中で、「誰」を専門家として議論のテーブルに呼ぶかという決定が、いかにして行なわれているかを問う必要があるのではないだろうか。

三 研究の視点と方法

三・一 ヘリテージ・レジームの変容

前節でみた課題に対処するために、有意義な示唆を与えてくれるのが、ヘリテージ・レジームの視点である。民俗学者のレジーナ・ペンディクスらは、ユネスコの世界遺産の取り組みが既存の地域や国家の文化保護の取り組みといかなる相互作用をするのかを探索する中で、歴史や政治組織の異なる国家における多様なヘリテージ・レジームの比較研究を行なっている。その論集にも寄稿している人類学者のキアラ・デ・チェザリは、こうしたユネスコ世界遺産が国境を越えて共有される価値や人々の民主的参加を強調しているにもかかわらず、実際には国民国家を強化してしまうパラドックスを指摘している(De Cesari 2013)。

しかしながら、注意したいのはこうしたヘリテージ・レジームにおける国民国家の強化が、必ずしも単純なトップダウン的な国家権力の発動というようなものではないということである。ローズマリー・クームとリンジー・ワイスは、今日、我々は国家を基盤としたリベラルな遺産保護レジームから、多次元かつ多分野にわたる集合体を基盤としたそれへの移行を目撃しつつあると指摘している。そのような状況下におけるヘリテージ・レジームは、様々なテクノロジーを駆使して、ローカルなアイデンティティの理解を新たな次元において精査し、これらを社会的・経済的な価値に結びつけながら、事業家的な主体に巻き込んで多様な目的のために利用していくのである (Coombe & Weiss 2015)。世界遺産はいまやグローバルに観光客を誘致できるブランドであるだけでなく、国家の威信を示すトロフィーでもあるため、しばしば国家だけでなく地元地域社会や利害関係を持つ企業なども参加して、世界遺産登録を目指した協力体制が構築されることさえある。

このように、ヘリテージ・レジームの概念はヘリテージをめぐる多様なアクターによる多様な価値づけを確認するだけでなく、それらが最終的に調整される体制(レジーム)がいかなるものであるか、という視点を導入してくれる。もっとも、こうしたレジームもまた、地域や国家によって異なるものであり、構築されるものである。それゆえに、

本稿ではヘリテージがいかなるプロセスで構築されるのかという問いを、さらにヘリテージを価値づけるレジームがいかなるプロセスで構築されるのかという問いに置き換えて分析することにした。

三・二 行政プロセスへの注目

現実には、世界遺産の審査は年々厳しくなっており、二〇二〇年審査からは一度の審査数の上限を各国一件、全体で四十五件から三十五件に減らす方針が打ち出されている⁽³⁾。そうしたなかで、世界遺産登録を目指す国や地方自治体、関連団体は広報活動を行ったり、ユネスコに提出する推薦書を作成するための膨大な業務を補助するコンサルタントを雇ったりするなど、政治的・経済的に膨大なエネルギーを注ぎこむようになっていく(木曾 2015)。この推薦書の素案を作成するのは地方自治体であり、それが国に提出され、ユネスコへと推薦されるのである。

そこで本稿が注目するのが、実際に世界遺産委員会に提出される推薦書の作成をめぐる地方自治体における行政プロセスである。第一回百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議での、当時の橋下徹大阪府知事の発言を挙げてみよう。

「この世界遺産登録に関しては、これこそ行政マン

の力といえますか、まさに行政行為そのものですから、組織をあげて公務員の皆さんに頑張ってもらいたい」

「登録ということなので、本来に行政行為になると思うのだが、気運が盛り上がっているというのも登録の要素になるのですね」

「登録というふう聞いていたので、いわゆる様式があり、非常に行政的な行為なのかと思っていましたが、結局世界から見てわかりやすいということ、地元の意気込みなんです」

彼は世界遺産登録について繰り返し「行政行為」という表現を多用している。スタッフを鼓舞するためとはいえ、行政の影響力をことさら強調しているのは注目に値する。橋下氏独特の表現で、世界遺産登録に関しては「九九・九パーセント」が行政マンの力であり、結局「わかりやすさ」「地元の意気込み」が大事であるという結論に至っている。ここには、従来「文化財」政策の根底にあったはずの学術的裏づけは登場しない（あったとしても〇・一パーセント以下ということになる）。言うまでもなく、世界遺産登録プロセスにおいては、専門家によって構成される有識者会議も組織されており、地元地域社会や「陵墓」を管理する宮内庁との調整も必要になってくるため、橋下氏の発言の

是非はともかく、行政が大きな役割を果たしているのは紛れもない事実であり、それ自体本格的な研究対象とする意義があるはずである。

この行政プロセスの分析については、登録推進本部会議や有識者会議の議事録（百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議 2023）、関連自治体の市議会の議事録、文化庁文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会の議事録（文化庁 2024）、ユネスコに提出された推薦書（UNESCO World Heritage Centre 2019）など、各種の議事録を手がかりとした。これらの資料を基に、「登録過程」、「自治体の動き」、「組織体制」、「推薦書の内容」を中心に以下で分析してみたい。

四 《ヘリテージ化》をめぐる行政プロセス—— 「意味」の「コントロール」の戦略と帰結

四・一 世界遺産登録というゲーム

前もって世界遺産登録までの流れについて確認しておきたい。まず、世界遺産は基本的に年一回開かれるユネスコの世界遺産委員会で審査されるが、それに先立ち、各種分野の専門家によって構成される非政府組織イコモス（国際記念物遺跡会議、ICOMOS）等による事前調査、勧告を受けることになっている。この勧告は世界遺産委員会に

おける決議と同様に、記載／情報照会／記載延期／不記載のいずれかの形をとる。多くの場合、世界遺産委員会もこのイコモスの勧告結果を踏襲した結論を出すため、非常に重要な関門であるといえる。

しかし、世界遺産登録を推進する団体や自治体にとつてはその前にも乗り越えなければならない関門がいくつかある。それが、国ごとに作成されユネスコに提出される「世界遺産暫定リスト」への記載である。世界遺産条約においては、締約国は登録物件の推薦に先立って、世界遺産暫定リストを提出しておく必要がある、推薦はそのリストの中からしか行なうことができない。そのため、まずはこの暫定リストに記載されることが最初の関門となる。日本では、世界遺産条約参加以降、文化遺産については、文化庁が学識経験者による協力者会議等を組織した上で、推薦候補物件を「選定」し、暫定リストに記載を行なってきた。加えて二〇〇六年度と二〇〇七年度には、地方自治体に対して公募を行ない、二〇〇六年度には二十四件の応募の中から四件、その中から新たに暫定リストへの記載物件を追加している。そして翌年度には前年度に「継続審議」となった二十件に新規提案を合わせた三十二件の中から、さらに四件を暫定リストに追加、一件を「条件付き」として保留した（この一件が「古墳群」である）。こうして暫定リストに記載されて、ようやく推薦待ちとなるのである。

このように、他の「世界遺産候補」との競争に勝ち抜き、いくつもの関門をくぐりぬけていくためには、世界遺産登録のために必要な条件・要素を鋭く見極めた上で、候補物件がいかにそれに合致しているかを十分な根拠・材料をもってアピールしていくが必要になるのである。

四・二 地元自治体の動き

以上を踏まえた上で、実際の遺産登録プロセスについてみていきたい。このプロセスは、堺市から始まっている。堺市議会の議事録によれば、一九九七年に初めて「仁徳天皇陵」の世界遺産登録の可能性について質問がなされている（平成九年第三回定例会六月十一日〇六号）。その後も、観光の起爆剤として世界遺産登録に期待する発言が散見されるが、基本的に市の回答は「研究する」というものであった。しかし水面下では、事態は少しずつ動き始めていた。報道によると、二〇〇三年頃から堺市の木原敬介市長（当時）は、合併による政令指定都市化を視野に入れた「極秘プロジェクト」として古墳の世界遺産登録に関する調査を進めていたという（産経新聞2019.6.3）。そして市長が再選を果たし、政令指定都市移行も実現した二〇〇六年の四月に、第一回の堺市文化都市有識者会議が開催され、世界遺産登録が本格的に検討されることになったのである。

先述の通り、ちょうどこの年、文化庁が全国の自治体に

対して、世界遺産暫定リストに記載する物件の公募を初めて行なっているが、実はこの時には堺市は応募していない。しかし、文化庁は翌年の第二回への応募を検討していた自治体に対し、「共同申請の方が可能性が高い」として、堺市には同じ古墳時代中期に大型の前方後円墳が相次いで造られている古市古墳群（羽曳野市、藤井寺市）を含めるべきと具体的な打診を行なったという（朝日新聞2007.1.19刊）。そこで早速、堺市は文化庁の助言の通り藤井寺市・羽曳野市に共同提案を働きかける。ここまでの動きはきわめて迅速であり、二〇〇七年五月に新聞で三市共同提案が発表されたのに対し、ある羽曳野市議員が「寝耳に水」と議会で発言しているなど、行政先行であることが垣間見られる（平成十九年第二回六月定例会六月十二日〇三号）。しかも、そのすぐ二ヶ月後の七月に開催された堺市の有識者会議では、すでに「百舌鳥・古市古墳群―仁徳陵古墳をはじめとする巨大古墳―」という名称で三市共同提案のコンセプトが提案されたのである。

四・三 組織体制

世界遺産登録に向けた共同組織体制の司令塔となつたのは大阪府知事を会長とする「世界文化遺産登録推進本部会議」（以下「推進本部会議」）だが、本部長は堺市長であり、羽曳野市長と藤井寺市長は副本部長となっている。

二〇一一年五月の第一回会議でも、藤井寺市の國下市長（当時）が、「今までは、堺市さんに頼っていました。が、これからはそういうわけにはいかない」と発言している通り、堺市の先行性・主導性は明らかであった。

第一回の推進本部会議では、「世界文化遺産登録有識者会議」（以下「有識者会議」）の設置も審議されているが、すでに先行して二〇〇八年十一月に第一回の会合が行なわれており、推進本部会議ではその構成員や規定を承認した形になっている。また、「有識者会議規定」によると、委員は登録推進本部会議の「本部長」、すなわち堺市長が選任するとあり、堺市文化都市有識者会議からの連続性も確認できる。この委員の属性をまとめたものが表1である。「主な役職（選任時）」をみると、ほとんどが大学や博物館などのアカデミズム関係者で占められている。だがここで注目したいのは、「分野」および各種の委員経験である。古墳の世界遺産登録ということになれば、考古学を専門とする委員が選任されることは容易に想像できるが、当初から都市計画やマーケティング、生活文化など、幅広い専門分野の委員が含まれていたことが確認できる。ただ二〇一二年以降に追加された委員は、考古学あるいは「世界遺産」の専門となっており、登録の検討が進むにつれて戦略が絞り込まれていったことがわかる。またこれは当初の構成員からも指摘できることだが、登録過程について実

表 1 世界文化遺産登録有識者会議の委員構成

	主な役職（選任時）	分野	文	イ	宮	備考
A	大学名誉教授	古代史				2016 年 3 月逝去
B	大学研究センター長	観光文明学・博物館学	○			
C	大学学部長	都市計画				
D	堺市教育委員会顧問	経済史				2014 年 10 月逝去
E	大阪府立博物館長	考古学				2018 年 3 月逝去
F	大学客員教授	マーケティング				
G	公益財団法人理事長	考古学				2015 年 1 月逝去
H	府立博物館長	考古学			○	
I	公益財団法人研究フェロー	生活文化	○	○		
J	官民連携協議会プロデューサー	都市政策		○		
K	大学准教授	都市計画				
L	大学教授・ICOMOS 執行委員	建築・文化遺産	○			
M	大学教授	考古学	○	○	○	2012 年～
N	大学教授	考古学		○		2012 年～
O	大学教授	都市計画・世界遺産	○			2016 年～
P	大学教授	世界遺産				2016 年～

文：文化審議会専門委員、イ：イコモス国内委員、宮：宮内庁陵墓管理委員
 百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議（2024）内の資料をもとに作成

際の経験に基づく知見を持つ、各種専門委員の経験者が含まれていることも重要である。国内からの推薦に至る過程に関わる文化審議会の専門委員、さらにイコモスによる審査について助言が可能と思われるイコモスの国内委員が含まれる。さらに宮内庁の陵墓管理委員の経験者が含まれており、将来的に宮内庁との調整が必要になることを想定した現実的な戦略がとられたといえるだろう。

こうした点をみると、「考古学者」に限らず、世界遺産登録までに至るプロセス、内情を熟知したメンバー、いわば「世界遺産の事情通」が当初から集められ、その傾向は強まっていったことがわかるのである。

四・四 登録プロセス

次に登録に至るまでのプロセスを年表でみてみたい。堺市は文化庁の募集に応じて、二〇〇七年度に「古墳群」の世界遺産登録を提案したが、先述の通り「条件付き」として保留された。これは、宮内庁との調整や、古墳が住宅地の内部にあるため緩衝地帯の設定など、一定の見通しを示す必要があると判断されたためである（文化庁 2008）。その後、堺市は有識者会議を大阪府、羽曳野市、藤井寺市との四者共同の組織として改組し、「登録推進本部会議」も設置したことはすでに述べた通りである。これを追って、二〇〇九年度には羽曳野市・藤井寺市でもそれぞれ教育委

員会事務局内に「世界遺産登録準備室」が設置され、ようやく体制が整った。これをうけて、二〇一〇年六月に「古墳群」は世界遺産暫定リストに記載されたのである。とはいえ、すでに挙がっていた課題の調整はこれからであった。

この後、二〇一二年には海外の専門家を招いた「国際専門家会議」および「国際専門家シンポジウム」が開催され、商工会議所、観光協会、鉄道会社などの団体によって構成される「世界文化遺産登録推進民間会議」も組織されるなど、活発な動きがみられる。この勢いで二〇一三年三月には推薦書の最初の原案が文化庁に提出されるが、八月の文化審議会では推薦見送りとなってしまう。しかもこのとき、文化審議会は「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」(以下「教会群」)を候補に選定しており、順当にいけばこれが推薦されるはずであったが、政府は内閣官房地域活性化統合事務局の有識者会議が推薦した「明治日本の産業革命遺産」を推薦するという異例の決定を下した。これをうけ、次年度は「教会群」が推薦されると想定して、「古墳群」は次々年度の国内推薦を目指すことになったのである(しかし実際には「長崎の教会群」は二〇一六年に推薦された)。

この間、「推薦書作成検討委員会」を設置して検討を進めるなど、推薦内容の練り上げが行なわれたが、結局二〇一五年は「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群ⁱ、二〇一六年は「教会群」が推薦されることになり、「古墳

群」は計三度推薦が見送られ、二〇一七年七月によりやう文化審議会によって推薦が決定されたのである。この後、二〇一八年一月にユネスコへ推薦書が提出され、同年九月にイコモスによる現地調査があり、翌二〇一九年五月に「登録」が勧告された。そして七月には世界遺産委員会で世界遺産リストへの登録が決定したのである。

四・五 推薦書内容の変遷

前項でみたように、一度ユネスコに推薦書が提出されてからは、スムーズに登録に至っていることがわかるが、これはそれまでの国内での長い調整期間に確実に登録を達成するための調査研究が、その分入念に行なわれたためと想像される。ここではその最終成果としてあらわれる推薦書の内容に注目し、四度の提出ごとにどのような点が変化したのかに注目してみたい。表2は、各時点における「想定された評価基準」(世界遺産条約の登録基準)、「構成資産とされた古墳の数」に注目してまとめたものである。これを見ると、「想定された評価基準」、および「構成資産となる古墳の基数」のそれぞれについて、大きな変化がみられた画期があることがわかる。

まず二〇一三年に最初に作成された推薦書において、「古墳の数」が大幅に絞り込まれたことである。次に、二〇一五年原案②において、評価基準ⁱⁱが想定から外され

表 2 想定された評価基準と構成資産となる古墳数の変遷

	評価基準	古墳の数	なお、評価基準の概要は以下の通り(文化庁 2008 を参照)。 ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間・文化圏内の価値観の交流を示すもの。 iii) ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在。 iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、或いは景観を代表する顕著な見本。 v) ある文化を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本。
2006 年堺市 単独の推薦案	ii、iii、iv、v		
2007 年 7 月共 同提案	ii、iii、iv	91 基	
2013 年原案①	ii、iii、iv	60 基	
2015 年原案②	iii、iv	61 基	
2016 年原案③	iii、iv	59 基	
2017 年原案④	iii、iv	49 基	

て、最終的な推薦時にまで残った iii、iv に絞られたことである。この評価基準 ii は、ある期間ある文化圏内での価値観の交流を示すもの、というもので、当初は「東アジア社会の交流を示す」と説明されていた。これはこの古墳群の被葬者の中に中国の歴史書にある「倭の五王」が含まれると目されることを踏まえていたようである。しかしながら、これは最終的に削られている。有識者会議の議事録が確認できないため推測になるが、学術的には確定していない被葬者についての言及を避けたのではないだろうか。

最終的に残った評価基準をみると、評価基準 iii については「古墳時代の文化の稀有な物証」として、墓の規模や形態によって社会的地位を示す仕組みが挙げられている。また、評価基準 iv については「日本列島における古代王権の形成・発展期を象徴する墳墓」として、墳墓そのものの巨大さが強調されている。このように、もっぱら古墳の「巨大さ」や前方後円という特徴的な「形」をわかりやすく強調して、「古墳文化」の存在を示そうとする一方で、やはり被葬者が誰かについては明言を避けている。¹⁾ こうして、「被葬者が誰であるか」という学術的に重要な議論は棚上げにされたまま、「古墳群」の世界遺産登録は実現したのである。

五 考察と結論

以上、本稿でみてきたは行政の立場からみた遺産登録のプロセスについて、あらためて批判的ヘリテージ研究の知見を参照しながら整理しておこう。まず、遺産登録の主体は三市と大阪府の共同提案ではあるものの、堺市の主導によるものであった。そのもとで構成された有識者会議によって、推薦書の内容が入念に練り上げられていった。注目すべきはそのメンバーが「考古学」の専門家だけでなく、実際の世界遺産登録に至るプロセスについての経験者、すなわち「世界遺産の専門家」が集められ、登録過程が進むにつれてその傾向が強まっていたことである。こうした有識者会議による推薦書案の検討は、世界遺産登録というミッション達成を念頭に置けば、当然かつ合理的な選択である。しかし同時に、それは既存の世界遺産というシステムに合わせて物件の意味や価値を編成し直すことで、まさに「権威づけられたヘリテージ言説」(AHD)を追認し強化させる言説実践であることも忘れてはならないだろう。スミスはこうしたAHDがヘリテージが作られるプロセスから非専門家が排除されることを指摘していたが(Smith 2006)、本稿の事例からは、そもそもどの分野がそのヘリテージにとっての「専門」とされるか自体が、ヘリテージの構築プロセスにおいて重要な意味を持っているこ

とが確認できた。

このように、政令指定都市レベルの堺市という行政セクターが中心となり、(国による誘導もありつつ)近隣自治体・広域自治体と密接に連携し、商工会議所や観光協会などによる民間組織も巻き込んで、世界遺産登録というミッションを達成するための一つの主体を作り上げることが明らかになった。この点においては、先述のクームとワイスが指摘したような、新自由主義的なヘリテージ・レジームと同様のものが我が国でも確認できたといえるだろう。そしてそうした条件下で作り出された複合的な主体が、様々な「専門家」たちと相互作用しながら、その「専門家」自体を世界遺産登録に向けて合理的なたちへと組織し直し、その上で「古墳群」というヘリテージの価値を構築していったのである。

また、ロドニー・ハリソンがこうした言説プロセスだけでなくヘリテージの物質的な要素に注目したように(Harrison 2013)、本稿の事例においても「古墳」の物質的側面は大きな役割を果たしている。それは、現在の天皇家との連続性を想起させる被葬者の信憑性には踏み込まず、外からでもわかる古墳の形状と規模に関心を集約するという登録戦略において顕著である。最終的に推薦書でアピールされた古墳の「巨大さ」「前方後円墳という特徴的な形」だけなら、必ずしも「内部」の調査をせずに「わかりやすく」

示することができるのである。こうして、學術調査の必要な文化財保護法ではなく、国有財産法による皇室用財産としての保護だけで十分とする論理が可能となり、「文化財ではない」ものも含むヘリテージが可能となったのである。

このように、「古墳群」の世界遺産登録は、行政主導の戦略的言説実践、および巨大な前方後円墳という圧倒的にわかりやすい物質的要素のコラボレーションによって実現した。このグローバルに訴えかけるための「古墳群」の「わかりやすさ」は、かつて「見える皇統譜」(高木 2010)として陵墓が整備され、ときには「創造」さえされた歴史を踏まえると、そうした「創られた伝統」を無邪気に権威づけ、完成させてしまうものと考えるのは穿ちすぎだろうか。いずれにせよ、経済資源や政治資源を動員できる行政プロセスが、世界遺産というグローバルなシステムと関係を結びながら、ヘリテージを作り出しつつあるという現実を真剣に受け止める必要があるだろう。

もつとも、批判的ヘリテージ研究の成果から学ばなら、〈ヘリテージ化〉プロセスはこれで終わりではない。陵墓公開運動は続いており、地元住民や観光者が、世界遺産に登録された意味の通りに古墳を理解するとは限らない。そこには、意図的／非意図的「誤読」の可能性があり、そうしたプロセスも含めて古墳は次の世代に受け継がれていくヘリテージになっていくはずである。それこそが、批判的

ヘリテージ研究が目指す、ヘリテージを民主化するプロセスとなるだろう。本稿ではこうした観光者や地域住民による解釈やその行方まではカバーできなかったが、そうした面も視野に入れた検討については今後の課題としたい。

注

(1) 宮内庁(2024)によれば、天皇・皇后・太皇太后・皇太后を葬るところを陵、その他の皇族を葬るところを墓といい、あわせて陵墓と呼ぶことになっている。陵墓参考地は、被葬者が特定できていないものの、皇族が葬られた可能性のある候補地のことである。

(2) ユネスコは登録物件を国内法によって保護することを義務づけており、従来日本では文化遺産の場合、原則として文化財保護法が適用されてきた。しかし、今回世界遺産に登録された「古墳群」の場合、必ずしもそのすべてが「文化財」なわけではなく、陵墓や陵墓参考地については国有財産法による「保護」が適用されている。とはいえ、少数だが「陵墓」かつ「文化財」の古墳も存在する。

(3) こうした限定的な調査の方法の変遷、およびそれに対する陵墓公開運動の歴史については、「陵墓限定公開」四十周年シンポジウム実行委員会編(2021)に詳しくまとめられている。

(4) 以後本稿では、ユネスコ世界遺産条約における「文化遺産」や国内の文化財保護法による「文化財」に限らず、何らかのかたちでヘリテージとみなされるものを全般を「ヘリテージ」と呼ぶ。

- (5) もっとも、こうしたスミスのアプローチに対しては、ロドニー・ハリソン (Harrison 2013-2023) のように、アクターネットワーク理論などを援用しながら、「言説」だけでなく、そのプロセスに関わる物質的要素に注目した批判的展開もあらわれているが、本稿では深入りしない。
- (6) 二〇一六年十月にパリで開催された第四十回ユネスコ世界遺産委員会臨時会合での決定。なお、このルールは試行的なもので今後も見直しが行なわれる可能性がある。
- (7) 「堺市議会 会議録検索システム」(<http://www12.gijiroku.com/sakai/index.asp>) を利用して検索した。
- (8) 「羽曳野市議会 会議録検索」(<https://habikino.gijiroku.com/voices/>) を利用して検索した。
- (9) ホームページ上では、現時点の委員しか記載されていないため、過去の「推進本部会議」の配布資料をたどって作成した。なお、「氏名」は資料中では本名が明記されているが、本稿ではあくまで属性に注目して分析をしたいため、記号に置き換えて表記した。所属も具体的な名称はなるべく伏せた。「主な役職(選任時)」「分野」は資料に記載されたものをそのまま表記した。「文化審議会専門委員」「イコモス国内委員」「宮内庁陵墓管理委員」については、当時だけでなく過去も含めて経験したことが確認できる場合「○」を表記した。「備考」には、選任後に逝去された委員の逝去年月(新聞等の物故者記事を参照)、あるいは後から追加された委員の場合、選任された年を記載した。
- (10) 二〇〇六年堺市単独の推薦案については、堺市(2012)、それ以外の情報については、百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議(2024)サイト内の推進本文会議の議事録添付資料を参照

した。なお、本稿で言及する「百舌鳥古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議」は二〇一九年十二月二十日付で「百舌鳥古市古墳群世界遺産保存活用会議」に名称を変更している。表1などでまとめている委員の構成など、分析対象としたのは基本的にこの時点までのものである。

- (11) とはいえ、構成資産名にはたとえば「仁徳天皇陵古墳」のように、学術的に疑問のある被葬者名がはつきり冠されたものが含まれている。これは陵墓についてはあくまで宮内庁が管理している古墳であるためである。

文献

- 文化庁, 2008, 「我が国の世界遺産暫定一覧表への文化資産の追加記載に係る調査・審議の結果について」(https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunkazai/sekatokubetsu/shingi_kokka/index.html, 2024.9.27 閲覧)
- , 2024, 「文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会」(<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/isanbukai/index.html>, 2024.9.27 閲覧)。
- Coombe, Rosemary J. & Lindsay M. Weiss, 2015, "Neoliberalism, Heritage Regimes, and Cultural Rights", Lynn Meskell ed., *Global Heritage: A Reader*, Hoboken, N.J.: Wiley-Blackwell, pp.43-69.
- De Cesari, Chiara, 2013, "Thinking Through Heritage Regimes", Regina Bendix, Aditya Eggert & Arnika Peselmann eds., *Heritage Regimes and the State*, Göttingen: Universitätsverlag Göttingen, pp. 399-413.
- Giddens, Anthony, 1990, *Consequences of Modernity*, Cambridge: Polity

- Press. (= 1993) 松尾精文・小幡正敏訳『近代とはいかなる時代か? ——モダニティの帰結』而立書房)
- Harrison, Rodney, 2013, *Heritage: Critical Approaches*, Routledge. (= 2023) 木村至聖他訳『文化遺産といかに向き合うのか——「対話的モデル」から考える持続可能な未来』ミネルヴァ書房)
- Hobsbawm, Erik & Terrence Ranger, eds., 1983, *The Invention of Tradition*, Cambridge: Cambridge University Press. (= 1992) 前川啓治他訳『創られた伝統』紀伊國屋書店)
- 片桐新自編, 2000, 『歴史的環境の社会学』新曜社.
- 木曾功, 2015, 『世界遺産ビジネス』小学館新書.
- 木村至聖, 2014, 『産業遺産の記憶と表象——「軍艦島」をめぐるポリティクス』京都大学学術出版会.
- , 2020, 「〈遺産化〉とは——遺産研究と社会的アプローチ」
- 木村至聖・森久聡編『社会学で読み解く文化遺産——新しい視点とフィールド』新曜社, 3-10.
- ・森久聡編, 2020, 『社会学で読み解く文化遺産——新しい視点とフィールド』新曜社.
- 北康宏, 2010, 「奈良平安時代における天皇陵古墳——律令国家の陵墓認識」『歴史のなかの天皇陵』思文閣出版, 55-90.
- 宮内庁, 2024, 「陵墓」『宮内庁ホームページ』(<https://www.kunaicho.go.jp/about/shisetsu/others/gyobo.html>, 2024.9.27 閲覧).
- Lowenthal, David, 1985, *The Past is a Foreign Country*, Cambridge: Cambridge University Press.
- , 1998, *The Heritage Crusade and the Spoils of History*, New York: Cambridge University Press.
- 百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議, 2024, 「推進本部会議に
- らへ」(<https://www.mozu-furuichi.jp/jp/conference/headquarters.html>, 2024.9.27 閲覧).
- 荻野昌弘編, 2002, 『文化遺産の社会学——ルーヴル美術館から原爆ドームまで』新曜社.
- Nye Jr., Joseph S., 2005, *Soft Power: The Means to Success in World Politics*, New York: Public Affairs.
- 「陵墓限定公開」40周年記念シンポジウム実行委員会編, 2021, 『文化財としての「陵墓」と世界遺産——「陵墓限定公開」40周年記念シンポジウム』新泉社.
- 堺市, 2012, 「第4回堺市歴史文化都市有識者会議(概要)」(https://www.city.sakai.lg.jp/kanko/rekishi/sei/samazama_torikumi/h18h23/yushikishath.html, 2024.9.27 閲覧).
- 桜井準也, 2011, 『歴史に語られた遺跡・遺物——認識と利用の系譜』慶應義塾大学出版会.
- Smith, Laurajane, 2006, *Uses of Heritage*, Abingdon and New York: Routledge.
- , Paul A. Shackel & Gary Campbell eds., 2011, *Heritage, Labour and the Working Classes*, Abingdon and New York: Routledge.
- 高木博志, 2000, 「近代の文化財行政と墳墓」『陵墓限定公開二〇回記念シンポジウム実行委員会編『日本の古墳と天皇陵』同成社, 115-131.
- , 2010, 「天皇陵の近代」『歴史のなかの天皇陵』思文閣出版, p.163-195.
- 外池昇, 2019, 「天皇陵——「聖域」の歴史学」講談社学術文庫.
- UNESCO World Heritage Centre, 2019, 'Mozu-Furuichi Kofun Group: Mounded Tombs of Ancient Japan' (<https://whc.unesco.org/en/list/1593/>

documents/ 2024.9.27 閲覧)

Walsh, Kevin, 1992, *The Representation of the Past: Museums and Heritage in the Post-Modern World*, London: Routledge.

柳田國男, 「1918」1969, 「民俗学上に於ける塚の価値」『定本柳田國男全集』第十二卷(新装版), 筑摩書房.

付記

本稿はJSPS科研費 JP20H01587 の助成を受けた研究成果の一部である。